電子契約利用に関する承諾書

当社（以下「甲」といいます。）は、矢作建設工業株式会社（以下「乙」といいます。）との間で締結される全ての建設工事請負契約（以下「工事請負契約」といいます。）を、従来の書面への記名押印による締結方法に代えて、電子署名を用いて電磁的記録を作成する方法（以下「電子契約」といいます。）により締結することについて、下記の条件を確認のうえ、承諾いたします。

1．電子契約に用いる手段

電子契約には、次の電子契約システム（以下「本システム」といいます。）を用いるものとします。

電子契約システム　：BtoB プラットフォーム
サービス提供事業者：株式会社インフォマート
電子署名の方式　　：事業者署名型（立会人型）
記録の形式　　：PDF ファイル方式

2．電子契約の締結方法

電子契約の締結方法は次のとおりとします。

① 乙が契約情報及び契約書類の PDF ファイルを本システムに登録した後、本システムから甲に対して電子メールが送信され、本システム上に登録された旨の通達がなされます。
② 甲は、①で受信した電子メール記載の URL にアクセス又は本システムに直接ログインすることにより、契約情報及び契約書類の PDF ファイルを確認して、電子署名を行います。
③ 本システム上で、当該 PDF ファイルに対して、甲乙双方の電子署名とタイムスタンプが付与されたことをもって、有効な電子契約の成立とします。

3．登録情報の正確性

甲が本システムに登録する署名者（契約名義人）については、甲の代表者又は契約締結の手続きに関する権限（以下「代理権」といいます。）を有する者でなければなりません。万が一、代理権の無い者が本システムによって電子署名をした場合であっても、甲は民法第 110 条に定める表見代理の責任を免れることはできず、成立した契約の有効性を拒絶することはできません。

4．契約書の保存

甲及び乙は、電子契約の成立後において、本システム上で次の書類をダウンロード及び印刷することができます。

① 甲乙双方の電子署名及びタイムスタンプが付与されている契約書類
② 契約書の原本を証明するための締結概要書

5．費用負担

本システムの利用に伴う初期費用、月額利用料及び送信手数料等の料金は、乙が負担します。
ただし、各自のインターネット接続環境等の整備に必要な費用や通信費用等は、各自が負担するものとします。

6．秘密保持

甲及び乙は、本システムの利用に際して知り得た相手方の技術上、営業上及び業務上の一切の情報（以下「秘密情報」といいます。）を、相手方の事前の書面による承諾なく、第三者に開示又は漏洩してはなりません。ただし、次に掲げる情報については、秘密情報には該当しないものとします。

① 開示時点で既に公知又は公用となっている情報
② 開示後に自己の責によらず公知又は公用となった情報
③ 開示時点で相手方がすでに所有していた情報
④ 秘密保持義務を負うことなく正当な権限を有する第三者から適法に入手した情報
⑤ 法令に基づき政府機関や裁判所から開示命令を受けた情報

7．差止

甲又は乙は、相手方に本承諾書に定める義務違反又はその可能性がある場合の救済として、必要と認める差止及び差止に係る仮の地位を定める仮処分等の措置を請求することができます。

8．書面による工事請負契約の締結

本承諾書は、甲乙間の書面による工事請負契約の締結を妨げるものではありません。

承諾日　　年　　月　　日

甲　住　所：
会社名：
氏　名：